大分県教育奨励賞表彰実施要綱

１　目的

学校現場の第一線で成果を挙げている教職員や児童生徒、地域の方々等の活動を積極的に奨励することにより、教職員等のさらなる意欲の喚起を図るとともに、大分県全体の教育の発展に資することを目的とする

２　対象者

表彰の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）県内の市町村立学校及び県立学校（以下「公立学校等」という。）に勤務する教職員（個人又はグループ）

（２）公立学校等に通う児童生徒（個人又はグループ）

（３）公立学校等と連携した活動に取り組む地域住民（個人又はグループ）

３　対象となる活動

（１）日々の教育活動等（学習指導・生徒指導・部活動等の教育活動、又は地域やＮＰＯ・ボランティア等と学校が連携した活動等）において、主として、次の項目のいずれかに該当する活動を対象とする。

①　地道な努力を積み重ね、成果を挙げているもの

②　学校や地域住民、保護者等から高い評価を受けているもの

③　他の学校や地域の模範又は参考となるもの

（２）教職員及び地域住民の活動においては３年以上継続している活動とする。ただし、成果が顕著であるなど、特に他の模範となる活動についてはこの限りでない。

（３）当該功績により、県の上位表彰等を受けたものは除く。

４　被表彰者の推薦

被表彰者の推薦は、大分県教育庁各所属長、市町村教育委員会、県立学校長又は市町村立学校長のうちのいずれかが行うものとし、大分県教育庁教育改革・企画課において、受け付けるものとする。

５　選考及び決定

被表彰者は、教育長、教育次長及び教育庁の関係各課（室）長で選考し決定する。

６　表彰の方法

表彰は、表彰状又は表彰状及び副賞を授与して行うものとする。

７　表彰の時期

表彰は、毎年度８月に行う。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。